

告示

埼玉県告示第六百六十八号

小川町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和二年六月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	認定
小川町	平成三十年度	地籍図二十七枚	令和二年六月
	令和元年度	地籍簿一冊	
		古寺四地区（大寺、下古寺、上古寺の一部）	十五日